

1 実施方針

No	頁	章	節	細節	項			項目等	旧	新
1	6	2	1					民間事業者の選定	本事業は、設計業務及び建設業務から維持管理業務の各業務を通じて、選定事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力及びノウハウを総合的に評価することが必要であることから、設計、建設及び維持管理業務の対価の額並びに設計、建設、維持管理能力及びその他の条件を考慮することとする。 落札者の決定に当たっては、入札参加者が備えるべき要件等（第2. 8. （1）から（4）までに示す要件をいう。以下同じ。）を備えていることを確認し、次いで入札価格の確認及び提案内容の基礎審査を行った後、提案内容の審査を行う。 <u>なお、本事業は、WTO政府調達協定（平成24年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定）を改正する議定書によって改正された平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定）、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受けるものである。</u>	本事業は、設計業務及び建設業務から維持管理業務の各業務を通じて、選定事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力及びノウハウを総合的に評価することが必要であることから、設計、建設及び維持管理業務の対価の額並びに設計、建設、維持管理能力及びその他の条件を考慮することとする。 落札者の決定に当たっては、入札参加者が備えるべき要件等（第2. 8. （1）から（4）までに示す要件をいう。以下同じ。）を備えていることを確認し、次いで入札価格の確認及び提案内容の基礎審査を行った後、提案内容の審査を行う。 (削除)
2	8	2	6					入札の公告	特定事業の選定を行った場合は、本事業を一般競争入札に付することとして公告するとともに、その旨を官報に掲載する。なお、本事業は、WTO政府調達協定の対象であり、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）が適用される。	特定事業の選定を行った場合は、本事業を一般競争入札に付することとして公告する。 なお、本事業は、防衛省の 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）が適用される。
3	11	2	8	(4)	ア	(ア)		設計に当たる企業	防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務において「建築」にあつては「A」の格付を受け、かつ「土木」、「電気」、「機械」及び「通信」にあつては「A」又は「B」の格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望していること。 なお、複数の企業が分担して業務を行う場合には、「建築」を担当する企業にあつては「A」の格付を受け、「土木」、「電気」、「機械」及び「通信」を担当する企業にあつては「A」又は「B」の格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望していること。	防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務において「建築」又は「土木」に係る「A」の格付を受け、 南関東防衛局に競争参加を希望していること。 なお、複数の企業が分担して業務を行う場合には、設計企業のうち代表者は、「建築」又は「土木」に係る「A」の格付を受け、その他の設計企業は、「建築」、「土木」、「機械」又は「電気」のいずれかに係る「A」又は「B」の格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望していること。
4	11	2	8	(4)	ア	(ウ)	a	設計に当たる企業	元請けとして完了又は引渡しが完了した、国内における国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務のうち、次に示す業務実績。	元請けとして完了又は引渡しが完了した、 国内における業務 のうち、次に示す業務実績。
5	12	2	8	(4)	ア	(エ)		設計に当たる企業	<u>外国資格を有する技術者（わが国又はWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又は建設コンサルタント業務に従事できる資格（シビルコンサルティングマネージャー）相当との国土交通大臣認定（旧建設大臣認定を含む。以下同じ。）を受けている必要がある。なお、入札参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも入札参加表明書を提出することができるが、この場合、入札参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名されるためには競争参加資格確認結果の通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。</u>	(削除)
6	12	2	8	(4)	ア	(オ)		設計に当たる企業	(オ) 設計に従事する責任者として、次の要件を満たす管理技術者を配置することができること。	(エ) 設計に従事する責任者として、次の要件を満たす管理技術者を配置することができること。
7	13	2	8	(4)	イ	(ウ)	a	建設に当たる企業	元請けとして完成・引渡しが完了した工事であって、構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地階を除く階数3以上かつ延べ面積が1棟あたり6,000㎡以上の新設建築工事。	元請けとして完成・引渡しが完了した 国内の 工事であって、構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地階を除く階数3以上かつ延べ面積が1棟あたり6,000㎡以上の新設建築工事。
8	13	2	8	(4)	ウ	(ア)		工事監理に当たる企業	防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務において「建築」にあつては「A」の格付を受け、かつ「土木」、「電気」、「機械」及び「通信」にあつては「A」又は「B」の格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望していること。なお、複数の者が分担して業務を行う場合には、「建築」を担当する者にあつては「A」の格付を受け、「土木」、「電気」、「機械」及び「通信」を担当する者にあつては「A」又は「B」の格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望していること。	防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務において、 「建築」又は「土木」に係る「A」の格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望していること。 なお、複数の企業が分担して業務を行う場合には、設計企業のうち代表者は、「建築」又は「土木」に係る「A」の格付を受け、その他の設計企業は、「建築」、「土木」、「機械」又は「電気」のいずれかに係る「A」又は「B」の格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望していること。
9	14	2	8	(4)	ウ	(イ)	a	工事監理に当たる企業	a 元請けとして完了又は引渡しが完了した、国内における国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務のうち、次に示す業務実績。	元請けとして完了又は引渡しが完了した、 国内における業務 のうち、次に示す業務実績。

9	25								Summary	1 Administrators of public facilities: <u>Shinjiro Koizumi, Minister of Defense</u> 2 Type of Public Facilities: <u>Government employee housing and related structures and facilities</u> 3 Subject matter of the contract <u>Design, construction, and maintenance of the New Atsugi Air Base Housing Garrison using the PFI scheme (BTO method)</u> 4 Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: <u>(Details to be announced.)</u> 5 Contact point for the project: <u>Procurement Planning Division, Procurement Department, South Kanto Defense Bureau</u> <u>Yokohama No.2 Joint Government Building</u> <u>5-57 Kitanaka-dori, Naka-ku, Yokohama, Kanagawa Prefecture 231-0003, Japan</u> <u>TEL: 045-211-7116</u>	(削除)
---	----	--	--	--	--	--	--	--	---------	---	------